

技術提案実施公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり技術提案を公募する。

令和 8 年 6 月 2 3 日

岡山県インバウンド推進協議会
会長 渡邊 聡 志

1 技術提案に付する事項

- (1) 事業名 令和 8 年度 SNS 広告等を活用したインバウンド向け情報発信業務
- (2) 業務内容 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 契約締結の日から令和 8 年 1 2 月 2 8 日まで

2 技術提案に参加できる者の資格

- (1) 日本国内に岡山県インバウンド推進協議会との契約が締結可能な事業所を置く法人であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成 19 年岡山県告示第 332 号）に規定する入札参加の除外又は入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加資格除外の措置を受けている者でないこと。
- (5) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領（昭和 63 年 2 月 1 日施行）に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (8) 入札参加資格者名簿における大分類が「5 企画・製作」、小分類が「5 広告・広報」であること。
- (9) 過去 3 年以内において、国又は地方公共団体が発注する同種事業を受託し、誠実に履行した実績があること。
- (10) 岡山県税を滞納していない者であること。岡山県の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における直近 1 事業年度の都道府県税の滞納がないこと。

3 業務契約に関する事務を担当する課の名称

岡山県産業労働部観光課（岡山県インバウンド推進協議会事務局）
〒700-8570 岡山県岡山市北区内山下二丁目4番6号
電話：086-226-7383
FAX：086-224-2130
E-mail：kanko@pref.okayama.lg.jp

4 契約条項を示す場所

上記3の場所とする。

5 技術提案参加手続き等

(1) 仕様書等の配布期間

令和8年6月23日(火曜日)から令和8年7月3日(金曜日)までの午前9時から午後5時までとする。ただし、閉庁日を除く。

(2) 仕様書等の配布場所

上記3の場所に同じ。なお、次の岡山県産業労働部観光課のホームページからダウンロードすることができる。(<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/46/>)

(3) 技術提案参加資格確認申請書(様式第1号)の提出期限、場所及び方法

ア 提出期限 令和8年7月3日(金曜日) 午後5時

イ 提出場所 上記3の場所に同じ。

ウ 提出方法 持参、電子メール又は郵送等(書留郵便、その他これに準ずる方法によるものに限る。なお、郵便事故等については、岡山県インバウンド推進協議会は一切の責任を負わない。)

(4) 技術提案参加資格要件の審査及び通知等

ア 審査結果の通知

技術提案参加資格確認申請書を提出した者について、上記2(1)から(8)の項目について審査を行い、その結果、不適合と認められる者に対してのみ、令和8年7月6日(月曜日)までにその旨を通知する。この通知を受けた者は、この技術提案に参加することができない。

イ 技術提案参加資格要件不適合の理由の説明要求

技術提案参加資格要件不適合通知を受け取った者は、令和8年7月8日(水曜日)までに、上記3の宛先にFAX又は電子メールにより、説明を求める書面を提出することができる。

6 仕様書等についての質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

この業務にかかる仕様等に関する質問は、仕様書に対する質問・回答書(様式第2号)で、上記3の宛先にFAX又は電子メールにより行うこととし、令和8年6月23日(火曜日)から7月3日(金曜日)までの午前9時から午後5時までとする。ただし、閉庁日を除く。なお、送信後には電話にて着信を確認すること。

(2) 質問の回答

FAX又は電子メールにより提出された質問書の回答については、随時、上記5(2)の岡山県産業労働部観光課ホームページに回答を掲載する。ただし、本技術提案に直接関係のないもの、その他回答すること若しくは前記の回答方法が不相当と認められる質問に対しては、回答を行わないか、又は回答方法を変更する場合がある。

(3) その他

技術提案実施後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

7 技術提案書等の提出

(1) 技術提案書の提出期限、場所及び方法

ア 提出期限 令和8年7月10日(金曜日) 午後5時(必着)

イ 提出場所 上記3の場所に同じ。

- ウ 提出書類 ①提案書（様式第3号）：PDFデータ及び4部
②技術提案書：PDFデータ及び4部
③見積書：PDFデータ及び4部
④上記2（9）を満たすことが確認できる資料（過去の事業実績等）：
PDFデータ及び4部
⑤岡山県税（岡山県の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県税）の全税目について滞納がないこと（又は課税がないこと）を証する書類 1部
※岡山県の証明書については、岡山県の各県民局（備前、備中、美作）税務部収納管理課にお問い合わせください。
- エ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便、その他これに準ずる方法によるものに限る。なお、郵便事故等について、県は一切の責任を負わない。）

(2) 留意事項

- ・技術提案書は、A4サイズとすること。
- ・技術提案書には、実施スケジュールを明記すること。
- ・採用が決定した者は、当該提案を基本として、本県と十分協議しながら事業を進めること。

8 技術提案書の審査

(1) 審査方法

岡山県インバウンド推進協議会事務局内に設置する審査会において、技術提案書等の内容を別に定める審査基準により審査し、契約の相手方を選定する。

(2) 審査結果の通知方法

審査後、速やかに提案者あて通知するとともに、岡山県産業労働部観光課ホームページにおいてその旨を公表する。

9 その他

- (1) 業務委託契約書作成を要する。
- (2) 提案にかかる経費は、全て提案者の負担とする。
- (3) 提案者の名称、代表者、所在地等を公表することがある。
- (4) 提案者に対して、提出された書類の内容について説明を求めることがある。
- (5) 審査の公正を図るため、提案者に対して、提出書類若しくは添付資料の記載事項又は参加資格を有することを証明する資料等の提出を求めることがある。
- (6) 提出書類について虚偽の記載があった場合は、失格とする。
- (7) 採否にかかわらず、提出書類は返却しない。
- (8) 提出書類及び添付資料は、情報公開の請求により開示することがある。
- (9) 審査経過については公表しない。
- (10) 契約締結予定者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、契約締結を拒んだものとみなすので留意すること。